

議員派遣について

平成29年12月25日

地方自治法第100条第13項及び舞鶴市議会会議規則第167条第1項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

○ 京丹後市議会「議員研修会」

(1) 派遣期日 平成30年1月15日(月)

(2) 派遣場所 京丹後市役所 峰山庁舎

(3) 派遣目的 京丹後市議会主催の議員研修会に参加するため

(4) 派遣議員 24人

石束悦子議員	伊藤清美議員	今西克己議員
上野修身議員	上羽和幸議員	尾関善之議員
亀井敏郎議員	岸田圭一郎議員	肝付隆治議員
桐野正明議員	小杉悦子議員	小谷繁雄議員
杉島久敏議員	鯛 慶一議員	高橋秀策議員
谷川眞司議員	田村優樹議員	林 三弘議員
福村暉史議員	眞下隆史議員	松田弘幸議員
水嶋一明議員	山本治兵衛議員	和佐谷寛議員